

計 画 書

大阪都市計画特別用途地区の変更（市決定）

都市計画特別用途地区である中高層階住居専用地区（第1種）を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別用途地区 （中高層階住居専用 地区（第1種））	約 195 ha	地上 4 階以上の建物を建築する場合には、原則としてその部分を住宅とすること。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築物の中高層階における住宅の確保及び住環境の保全を図るため、用途地域の変更と併せて、本案のとおり特別用途地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1 . 変更に係る土地の区域

大阪市 平野区 瓜破東八丁目、長吉長原西三丁目及び長吉長原西四丁目 地内